



中津市監査委員告示第 16 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 3 年度財政支援団体監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年9月28日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象	監査の期間
一般社団法人 中津耶馬溪観光協会	左記の財政援助団体が令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務 令和3年8月6日～令和3年9月28日

2. 監査を実施した監査委員

岡 雅一 ・ 恒賀 慎太郎

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和3年10月5日（火）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【一般社団法人 中津耶馬溪観光協会】

(1) 補助金等名 中津耶馬溪観光協会運営費補助金

(2) 所管部局・課 企画観光部 観光推進課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、一般社団法人中津耶馬溪観光協会が運営し、及び実施する事業に要する経費を市が補助することにより、協会の活動を助成し、観光振興を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 69,502,870円

II. 事業内容

この法人は、中津の城下町の歴史文化と耶馬溪を中心とする自然を生かした観光資源の紹介宣伝等により観光客の誘致を行うとともに、地場製品の開発、並びに販路拡大を図り、観光事業による地域の活性化に寄与することを目的とする。

III. 財政援助額 39,451,655円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①補助金交付申請書に添付されている予算書、及び補助金実績報告書に添付されている収支決算書について、補助金額算定のため中津市補助金事務ガイドライン別紙の作成例では、予算額または決算額に対する「うち補助対象」の額を明示することを求めている。

よって、補助金額の算定に誤りがないか再確認のため、様式を訂正のうえ再提出することを求める。

(要望事項)

②令和2年度においては予期せぬほどの新型コロナウイルス感染拡大により、すべての事業計画が縮小・見直しに迫られるなか、創意工夫を凝らし難局を耐え抜いたものと敬意を表します。

依然、情勢は好転の兆しも見えず、人の往来により成り立つ観光業界にとっては困難な状況が続いておりますが、今後とも中津下毛地域の観光産業の柱として寄与されることを切に願います。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①補助金交付申請書に添付されている予算書、及び補助金実績報告書に添付されている収支決算書の様式について、補助金額算定のために、中津市補助金事務ガイドライン別紙に示されている作成例のとおり、予算額または決算額に対する「うち補助対象」の額を明示させるよう指導されたい。

②中津市では平成30年11月2日付中財第1808号通知により「中津市補助金事務ガイドライン」を制定し、補助金に関する統一的な取り扱いを示している。

しかしながら「一般社団法人中津耶馬溪観光協会補助金交付要綱」においては「消費税等仕入控除税額」に関する規定が定められていません。

これは補助金を交付するうえで消費税相当額の重複交付を防ぐために必要なものであり、早急に要綱の見直しを行うよう求める。